



# 「超保険（総合保険） ご契約のしおり・約款」 （追補版）のご案内

平成23年7月1日以降始期契約の「ご契約のしおり・約款」を一部改訂しました。  
お手数ですが、本追補版をお手元の「ご契約のしおり・約款」と合わせ保管いただきますようお願いいたします。  
なお、改訂のポイントと改訂箇所は以下のとおりとなります。

## 改訂のポイント

### 1. そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）のご案内

お客様の損害保険に関するトラブルを中立・公正な立場から解決に導く、そんぽADRセンターが設立されました。

### 2. 地震保険の割引確認資料の追加

耐震等級割引と免震建築物割引の確認資料として、「長期優良住宅に関する認定書類」等が追加されました。保険の目的（ご契約の対象となる財物）について上記確認資料をご提出いただける場合は割引適用が可能ですので、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

## 【改訂箇所】

### 1. そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）のご案内（該当ページ しおり-50）

#### V. 事故が起こったときの手続き（保険金ご請求の手続き）

**⑤ その他** の⑤自動車に関する補償等についての中立の第三者機関による示談斡旋制度の2.の次に、以下を追加します。

### 3. そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）

そんぽADRセンターは、保険業法に基づく指定紛争解決機関であり、(社)日本損害保険協会内に設置された、損害保険に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。同センターに苦情の申し出があった場合には相手方の損害保険会社に解決に向けての話し合い等の対応を依頼するなど、適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決が見つからない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施します。なお、そんぽADRセンターが取り扱う苦情・紛争解決手続は、「(社)日本損害保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約」を締結した損害保険会社に関するものに限られます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808**

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます。)

## 2.地震保険の割引確認資料の追加（該当ページ しおり-55）

### VI.地震保険について

#### ④地震保険の割引制度について の①免震建築物割引および②耐震等級割引を、以下に変更します。

##### ① 免震建築物割引(平成19年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)

下記に掲げるいずれかの確認資料により、対象建物が免震建築物であることが確認できた場合。

- (a) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号、以下「品確法」といいます。)に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。
- (b) 所管行政庁により作成された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(写)および登録住宅性能評価機関等により作成された免震建築物であることが確認できる書類(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。ただし、地震保険の保険期間(補償の対象となる期間)の初日が平成23年7月1日以降となる場合に適用可能です。

割引率

30%

##### ② 耐震等級割引(平成13年10月1日以降、保険期間(補償の対象となる期間)が開始するご契約に適用)

下記に掲げるいずれかの確認資料により、対象建物の耐震等級が確認できた場合。

- (a) 品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」(以下「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または評価指針に基づく耐震性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。
- (b) 所管行政庁により作成された長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(写)および登録住宅性能評価機関等により作成された耐震等級が確認できる書類(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類(写)のみの場合、耐震等級は2とします。ただし、地震保険の保険期間(補償の対象となる期間)の初日が平成23年7月1日以降となる場合に適用可能です。

耐震等級

割引率

3

30%

2

20%

1

10%